

地方創生推進交付金事業
平成30年度 吉富町「女子集客のまち」推進事業プロデュース業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、平成30年度吉富町「女子集客のまち」推進事業プロデュース業務（以下「本業務」という。）の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 本業務の概要

(1) 業務名

平成30年度 吉富町「女子集客のまち」推進事業プロデュース業務

(2) 業務内容

別紙「地方創生推進交付金事業 平成30年度 吉富町「女子集客のまち」推進事業プロデュース業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり。

(3) 委託期間

契約の日から平成31年3月27日まで

(4) 委託料上限額

金12,406,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(5) 来年度以降の事業展開について

地方創生推進交付金を活用して実施している「コンパクトな「女子集客のまち」推進事業」は、平成28年度から平成32年度までの5年間を事業年度としており、本年度は3年目となる。本事業の目標は、女性の集客による町の商業活性化と、事業全体を継承するまちづくり会社の設立及び自走であり、その達成に向けた数々の施策を実施しているところである（全体像については地域再生計画のフロー図を参照のこと）。

今般のプロポーザルは、複数ある施策のうち、「交流マルシェ企画運営業務」「創業者支援スクール企画運営業務」「チャレンジショップ運営業務」の3業務について、委託業者を選定するものである。

提案にあたっては、吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び現在までの事業実施状況を踏まえるとともに、役場及び町商工会との連携について考慮すること。

なお、本プロポーザルにおいて、次年度以降の事業内容についても提案を求めているが、次年度以降の契約継続を確約するものではない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の（1）～（4）に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなさ

れている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 仕様書の内容を熟知した上で、本プロポーザルに参加できること。

4. 質問に関する事項

(1) 質問方法

参加表明及び企画提案に関して不明な点がある場合は、「質問書（様式第1号）」に質問事項を記載し、本要領13の担当課にファックスにより提出すること。電話、来庁等による口頭での質問は受け付けない。

なお、質問は「参加表明及び企画提案に必要な事項」及び「業務実施に係る条件」に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

参加表明に関することについては、本町ホームページ上で公開する。

企画提案に関することについては、参加表明書を提出した事業者（以下「参加事業者」という。）全てに対して、随時、質問内容と回答を示した書類をファックスにて送信する。

なお、質問の回答内容は、本要領及び仕様書の追加または修正とみなすものとする。

(3) 質問受付期限

①参加表明に関すること

平成30年5月23日（水）午後5時まで

（最終回答は5月25日（金）午後5時までにいう。）

②企画提案に関すること

平成30年6月6日（水）午後5時まで

（最終回答は6月8日（金）午後5時までにいう。）

5. 参加表明に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要領3の参加資格を確認のうえ、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式第2号） 1部
- ②会社概要書（様式第3号） 10部
 - ・様式に示す会社概要を記載すること。
- ③協力事業者等概要書（様式第4号） 10部
 - ・本業務遂行のため、社外の事業者等の協力を求める場合のみ、協力事業者ごとに作成すること。
- ④業務実績調書（様式第5号） 10部
 - ・本業務の類似業務について契約実績を記載すること。
 - ・社外の事業者等の協力を得る場合は、協力を得る分野における社外事業者等の業務実績調書も別途作成し、提出すること。
 - ・類似業務とは、地方創生事業、地域活性化事業、イベント企画運営、経営コンサルティング等に関連する業務とする。
- ⑤法人は、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し、個人は、代表者の身分証明書又は外国人登記原票記載事項証明書の写し 1部

(2) 提出期限

平成30年5月31日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

提出書類を本要領13の担当課に持参又は郵送（必着）にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。

6. 企画提案に関する事項

参加事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①企画提案書 10部

任意様式とする。ページ数の制限はしないが、提案内容を簡潔に分かりやすくまとめること。また、以下を添付すること。

(ア) 業務実施体制調書（様式第6号）

業務実施体制調書には、本業務を受託した場合における実施体制について、全体の業務体制図及び技術者の配置（管理技術者、照査技術者及び担当技術者の氏名、経験年数、保有資格、担当業務実績、手持ち業務の内容等）について記載すること。

(イ) 業務実施にあたっての基本方針（様式第7号）

本町の現状、地域性を踏まえ、本業務の実施にあたっての考え方、姿勢などの基本方針、手順、工程について記載すること。なお、記載にあたっては、本業務の課題、貴社が重視するポイントや特徴、独自提案等を明記すること。

なお、工程には、仕様書の各項目を踏まえ、本業務にとって最も有益と考えられる業務項目ごとのスケジュールを各項目の関連が分かるように作成すること。なお、町と貴社の役割分担を明確に区分した上で提案するとともに、本町の負担の軽減に

配慮した事項があれば明記すること。

(ウ) テーマ別の提案書（様式第8号）

以下のテーマごとに2枚以内で作成すること。

テーマ1 チャレンジショップ企画運営案を具体的に提案すること。

テーマ2 JR吉富駅前「交流マルシェ」の企画運営案を具体的に提案すること。

テーマ3 創業者支援スクールの企画運営案を具体的に提案すること。

なお、本町にとって有益な提案（仕様書に記載が無い事項についての提案、仕様書の内容より効果的で効率的な手法等の提案）があれば、その旨を明示して記載すること。

②見積書及び参考見積書 1部

本年度業務の実施に係る見積書を提出すること。

見積書及び参考見積書の様式は任意とする。業務内容ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込価格を記載すること。

なお、本年度業務の見積額については、本要領2の「(4) 委託料上限額」の範囲内となるよう提出することとし、委託料上限額を上回る金額で見積書を提出した事業者は失格とする。その際、この委託料上限額が、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものであり、見積額を評価の対象とすることに留意すること。なお、業務ごとの見積上限額は下記のとおりである。

業 務 項 目	見積上限額(税抜)
(1) チャレンジショップ企画運営業務	2, 592千円
(2) 交流マルシェ企画運営業務	7, 129千円
(3) 創業者支援スクール企画運営業務	2, 685千円
(4) 上記(1)～(3)業務の後継及び発展(次年度以降)	(各業務に含む)
計	12, 406千円

(2) 提出期限

平成30年6月15日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

提出書類を本要領13の担当課に持参又は郵送（必着）にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。

※期限までに提出されなかった場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

7. 委託候補者の選定方法に関する事項

(1) 選定者

委託候補者（以下「候補者」という。）の選定は、本町及び町商工会職員で構成する「選定委員会」において行う。

(2) 選定方法

参加事業者から提出された企画提案書等について、書類審査とプレゼンテーションを実施する。あらかじめ設定した評価基準に基づき、選定委員会の委員が提案内容を総合

的に評価・採点し、本業務の実施にあたり最適な提案をした事業者を、候補者として選定する。

なお、プレゼンテーションにおける業務内容の提案及び質疑応答については、本業務を受託した際に担当技術者となる者が直接行うこととする。

(3) 提案プレゼンテーションの日時等

提案プレゼンテーションの日時及び場所等の詳細については、別途通知する。

なお、プレゼンテーション当日は、要点をまとめたパワーポイント資料等をスクリーンに表示しながらの説明を認めるが、企画提案書の内容の変更及び追加は認めない。時間は予定で60分（質疑応答15分を含む）とする。

(4) 選定結果

選定結果については、全ての参加事業者に対して書面により通知するものとする。

なお、選定の経緯や内容については公表しない。また、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けないこととする。

8. 評価基準（概要）

評価項目	評価基準	配分
会社概要、業務実績	技術力、組織体制、経験と実績	10%
業務実施体制	管理技術者及びスタッフの人員配置（経験年数、同種業務の履行実績）、現在の手持ち業務（その他業務）	10%
基本方針	業務実施にあたっての考え方、姿勢	10%
業務価格	提案価格に対する評価	10%
プレゼンテーション	提案の説明能力、業務への意欲・姿勢、質疑に対する応答、コミュニケーション能力	10%
業務内容	企画・立案能力、計画性、実効性、地方創生への貢献度、町や事業への理解度、独自提案の有益性	50%

9. 参加事業者の失格

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領3に定める参加資格を満たしていない又は満たさなくなった場合
- (4) その他本要領の定めを反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合

10. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、その一切を参加事業者の負担とする。
- (2) 持参以外の方法による場合で、参加事業者が提出した書類について不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本町はこの責を負わない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 書類の提出後において、その内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は参加事業者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。

11. 契約

契約内容については、候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。契約締結に向けて、候補者と業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。

なお、協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

参加事業者が1社であった場合も本プロポーザルは有効とし、書類審査及びプレゼンテーションを行う。

12. スケジュール

実施内容	日付（平成30年度）
参加表明に関する質問受付期限	5月23日（水）午後5時まで
参加表明書類提出期限	5月31日（木）午後5時まで
企画提案に関する質問受付期限	6月6日（水）午後5時まで
企画提案書類提出期限	6月15日（金）午後5時まで
プレゼンテーション実施日	6月25日（月）予定
審査結果の通知	6月下旬 予定
契約締結	6月下旬 予定

13. 担当課

吉富町役場 企画財政課（担当：奥家）

〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1

電話 0979-24-4071（ダイヤルイン）

FAX 0979-24-3219

HP <https://www.town.yoshitomi.lg.jp/>